

令和8年度 小学校新1年生の保護者の皆様へ

新入学学用品費の入学前支給のご案内

古河市教育委員会では、経済的理由等により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助を行っています。ご入学前に、就学援助の一部である「新入学学用品費」の支給を希望される方は、申請書を提出してください。

◆対象者

- ・令和8年2月1日時点で、古河市内に居住している方
 - ・令和8年度に、古河市立の小学校へ入学する方
 - ・古河市における就学援助の基準に該当する方
- ※生活保護を受給されている方は除きます。

◆申請期間

令和8年1月5日（月）～ 令和8年1月16日（金）【郵送可・必着】

◆申請方法

申請書に記入のうえ、必要書類を添付して教育総務課に提出してください。

※申請書は、教育総務課にあります。また、古河市公式ホームページからダウンロードすることができます。

◆支給について

支給額：57,060円

振込先・支給時期：保護者の口座へ振込します。支給時期は2月頃を予定しています。

◆注意事項

- ・今回の入学前支給を受けた方は、入学後に就学援助の認定を受けた場合、「新入学学用品費」の支給はありません。
- ・上記の申請期間後に申請された方は、入学後に支給します。（4月1日付認定の場合のみ）
- ・入学前支給後に転出された場合、返金は求めません。なお、転出先自治体に対して、新入学学用品費の支給を受けた旨を通知することがあります。
- ・就学援助の基準や必要書類については、古河市ホームページをご確認いただくか、教育総務課までお問い合わせください。



古河市ホームページ

〒306-8601 古河市長谷町38番18号
古河市教育委員会 教育総務課 学校教育係（古河庁舎2階）
Tel.22-5111（内線2505、2508）
【受付時間】月～金曜日（祝日除く）